様式第１号

**登録証明交付願**

年 月 日

**日本公認会計士協会御中**

（申請者）

㊞

公認会計士法により下記のとおり　　　　　　　　登録名簿に登録されていることを証明願います。

□公認会計士

□外国公認会計士

□会計士補

□特定社員

※該当名簿にチェック☑を入れてください

**使用目的**：

：

証明書の必要通数　　和文：　　　　通、英文：　　　　通

記

|  |
| --- |
| 1. ：   （アルファベット表記）：  年 月 日 生   1. 第 　 号 2. 登録年月日 年 月 日 3. 住所又は事務所等所在地      1. **「監査法人社員資格証明書」を希望の場合は**該当部分を○で囲んでください。   公認会計士法第34条の４第2項各号に該当　（ する　・ しない　）  社員就任(又は新規設立)予定の監査法人名称   1. **「会計参与資格証明書」を希望の場合は**該当部分を○で囲んでください。   会社法第333条第3項第2号の規定に該当　 （ する ・ しない　） |

（注）１ 英文による登録証明書のみ氏名の読みをアルファベットで添え書きしてください。

２ **監査法人の社員資格証明書は、公認会計士法第34条の4第2項各号のいずれかに該当している場合**

**は発行できません。**

３ **会計参与資格証明書は、会社法第333条第3項第2号の規定に該当している場合は発行できません。**

４ 登録証明手数料は１通、1,000円です。証明書とは別に、請求書兼振込票が後日送付されます。

５ 証明書は普通郵便で発送しておりますが、書留、速達を希望する場合には、交付願の余白に書留又は速達希望とご記載ください。料金は自己負担になります（請求書に書留、速達料金等を追加します）。

６ 変更登録手続等がなされていない場合には、証明書を発行することはできません。

|  |
| --- |
| 【参考】  登録証明事務取扱要領 |
| （制　　定　昭和60年11月５日） |
| 最終変更　2019年9月17日 |
| （総則） |
| **第１条**　この要領は、登録証明事務に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| （登録証明書の交付） |
| **第２条**　公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員並びにこれらであった者は、本会に対し、当該者に係る公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿（ 以下「登録名簿」という。） の登録の有無に関し、証明書の交付を求めることができる。 |
| （社員資格証明書の交付） |
| 1. 公認会計士、外国公認会計士及び特定社員は、本会に対し、公認会計士法（ 昭和23年法律第103号） 第34条の４に規定する監査法人の社員となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。   （会計参与又は会計監査人の資格証明書の交付） |
| **第４条**　公認会計士及び外国公認会計士は、本会に対し、会計参与又は会計監査人となる資格を有することについての証明書の交付を求めることができる。  （証明書の様式）  **第５条**前３条の証明書（ 以下単に「証明書」という。）の様式は、別に定める。  （交付申請手続）  **第６条**　証明書の交付を求めようとする者は、本会所定の登録証明交付願にその使用目的、提出先その他所要の事項を記載して、これを本会に提出しなければならない。  **２** 証明書の交付申請は、被証明者のみが行うことができる。  **３** 申請者は、交付手数料として、証明書１通につき1,000円を支払わなければならない。  **４** 前３項の規定は、本会のウェブサイトを通じて電磁的に証明書の交付を求める場合について準用する。  （証明書の発行）  **第７条**　証明書の発行は、公認会計士等登録事務細則第３条第２項及び特定社員の登録、入会等に関する事務細則第３第２項の規定に基づき、専務理事が行う。  （交付簿）  **第８条**　証明書の交付をするときは、所定の交付簿に所要の事項を記載する。 |
| 附　則  この取扱要領は，昭和60年12月４日から実施する。 |
| 附　則（平成元年１月18日改正）  この改正規定は，平成元年１月19日から実施する。ただし，第１条，第５条第１項，第６条の改正規定は，昭和63年８月16日から適用する。 |
| 附　則（平成13年３月22日改正）  この改正様式は，会則第５条の改正に伴い事務所移転の日から施行する。 |
| 附　則（平成16年３月17日改正）  この改正規定は，平成16年４月１日から実施する。 |
| 附　則（平成17年３月11日改正）  この改正規定は，平成17年４月１日から施行する。 |
| 附　則（平成17年12月８日改正）  この改正規定は，会社法の施行の日から施行する。 |
| 附　則（平成18年２月16日改正）  この改正規定は，会則第75条の２の改正について，金融庁長官の認可があった日（平成18　年８月21日）から施行する。 |
| 附　則（平成18年12月７日改正）  この改正規定は，平成19年２月２日から施行する。 |
| 附　則（平成19年５月17日改正）  この改正規定は，平成19年定期総会終了後から施行する。 |
| 附　則（平成20年３月26日改正）  この改正規定は，会則第31条の２を加える改正規定の適用日（平成20年４月１日）から施行する。 |
| 附　則（平成27年3月18日改正） |
| １　この改正規定は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  ２　施行日以後においても、当分の間、この改正規定による改正前の様式第1号から第4号までにより第2条から第4条までの証明書の交付を求めることができる。 |
| 附　則（2019年２月22日改正）  この改正規定は，2019年２月23日から施行する。 |
| 附 則（2019年９月17日改正）  この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月１日） から施行する。 |